

# 覚 書 (案)

賃貸人（奈良市）と賃借人（ ）との間において令和元年 月 日付けで締結した市有財産賃貸借契約書第4条に基づき、賃料及びその支払いについて次のとおり覚書を交換する。

第1条 令和元年度の賃料は、3,665,802円とし、賃借人は、次の金額を指定期日までに賃貸人が発行する納入通知書により、賃貸人が指定する金融機関に納入しなければならない。

9月1日から12月末日分 2,100,000円を1月末日までに支払う。

1月1日から3月末日分 1,565,802円を3月末日までに支払う。

2 賃貸借期間の変更等によりこの契約が終了した場合は、賃貸人は、月割計算によって賃料を精算する。この場合において、賃貸借期間が1か月に満たないとき又はその期間に1か月に満たない端数があるときは、これを1か月とする。

3 賃借人は賃料の支払いが遅れたときは、遅延日数に応じ年率14.6%の延滞金を支払うものとする。

4 前項の延滞金に100円未満の端数があるとき、その端数金額は徴収しないものとする。

第2条 令和2年度以降の賃料については、双方協議の上決定するものとする。

上記のとおり覚書を交換したことを証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

賃貸人 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市  
奈良市長 仲川 元庸

賃借人